

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大阪市健康局執務室(船場センタービル)情報通信設備改修業務委託	10 情報処理	株式会社日立製作所	1,529,000	R6.2.16	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市健康局執務室（船場センタービル）情報通信設備改修業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社日立製作所

### 3 随意契約理由

健康局では、新型コロナウイルス感染症への対応を行うため人員体制を強化し、人員の増により生じた執務スペースの不足については船場センタービルの空室を賃借し、執務室を拡張することで対応してきた。その後、令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症にかかる感染症法上の取扱いが5類へ移行したことに伴い、順次体制を縮小することとなり、賃借している執務室からも順次撤退が予定されている。

撤退にあたっては、既存設備の撤去等原状回復を行う必要があるが、現在、健康づくり課（分室）が使用している執務室にあるLAN（庁内ネットワークを利用するためのLAN）は、撤退予定の執務室を経由して敷設されているため、健康づくり課（分室）が引き続き当該執務室で業務を遂行するためには、返却予定の執務室に干渉しないようにLANを敷設し直す必要がある。

本業務の実施にあたっては、現在稼働中である既存の庁内情報通信設備から構築を行う必要があるため、本市庁内情報設備の基盤となっている情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成、ネットワーク管理システム等の情報通信設備全般を把握したうえで、障害発生時に備えた総合的な復旧対応等の一連の高度かつ専門的な業務内容について、確実かつ迅速に実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所は、本市庁内情報ネットワークシステムの構築・運用保守業者であり、情報通信設備全般の設計・構築・構成の内容や、使用機器構成等に精通しており、本業務実施場所である船場センタービルの庁内情報通信設備の構築も行っている。

同社以外が実施した場合、履行後に既存設備の動作保証ができず、不具合が生じた際に著しい支障がでる恐れがあるなど技術的に対応が困難であることから、本業務を確実かつ迅速に実施することができる唯一の業者である同社と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康局総務部総務課（電話番号：06-6208-9892）